

介護老人福祉施設 新吉田 短期入所生活介護 利用料金表(1日あたりの目安) ※地域区分2級地(10.88円/単位)

令和4年10月1日現在

項目	単位	金額(円)			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
介護報酬に係る費用	要介護1	696	758	1,515	2,272	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	764	832	1,663	2,494	
	要介護3	838	912	1,824	2,736	
	要介護4	908	988	1,976	2,964	
	要介護5	976	1,062	2,124	3,186	
加算項目	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	9	13	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	18	27	看護職員の数が入所者25人に対して1以上かつ病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	39	59	前年度の職員配置の平均で介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	39	59	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算。
	機能訓練指導体制加算	12	13	26	39	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	-	-	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	-	-	-	-	所定単位数に加算率2.7%を乗じた単位数
	介護職員等ベースアップ等支援加算	-	-	-	-	所定単位数に加算率1.6%を乗じた単位数
	送迎加算	184	201	401	601	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	療養食加算※1食あたり	8	9	18	27	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	緊急短期入所受入加算	90	98	196	294	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。起算して7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度に算定。
	在宅中重度者受入加算 ※看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合	413	450	899	1,348	利用者が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行なった場合の加算
若年性認知症利用者受入加算	120	131	261	392	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合	
減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護を提供する場合(減算)	△30	△33	△66	△99	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合は、30日を超える日以降30単位が所定単位数から減算
居住費等	居住費(月額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	1,970			第4段階の方	※各要介護区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,310			第3段階の方	
		820			第2段階の方	
		820			第1段階の方	
	食費	320			朝食代	
		605			昼食、おやつ代	
		520			夕食代	
	※上記食費の負担限度額(月額)	1,445			第4段階の方	
		1,300			第3段階②の方	
1,000			第3段階①の方			
600			第2段階の方			
300			第1段階の方			
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)				実費	
	薬価収載されていない医療材料費					
	理美容代					
	私物洗濯代(外部業者に出すクリーニング代)					
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)					
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等					
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費					
	レクリエーション等にかかる物品代					
売店購入代						

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1～3段階以外の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方